

仙南地域広域行政事務組合監査告示第2号

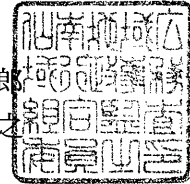
地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年6月28日

仙南地域広域行政事務組合

監査委員 佐藤 長 壽 郎

監査委員 齋 藤 英 之



1 監査年月日

令和3年6月24日(木)

2 監査対象

(1) 工事関係書類

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 仙南リサイクルセンター | 破碎設備他補修工事 |
| ② 仙南リサイクルセンター | 容器包装プラスチック資源化処理施設補修工事 |
| ③ し尿処理施設(角田) | 汚泥脱水設備他補修工事 |
| ④ し尿処理施設(柴田) | 各種ポンプ他補修工事 |
| ⑤ し尿処理施設(柴田) | 生し尿貯留槽他改良工事(令和2年度分) |
| ⑥ し尿処理施設(柴田) | 沈砂除去装置補修工事 |
| ⑦ 仙南芸術文化センター | キュービクル内低圧設備交換工事 |
| ⑧ 仙南芸術文化センター | 吊物装置ブレーキ解放用電源ユニット他交換工事 |
| ⑨ 仙南芸術文化センター | 舞台音響設備更新工事 |
| ⑩ 仙南芸術文化センター | エアハンドリングユニット軸受他交換工事 |

(2) 現場視察

- ① 仙南リサイクルセンター 容器包装プラスチック資源化処理施設補修工事

3 監査の方法

関係書類の整備状況確認(関係書類の提出を求めて実施)

4 監査の結果及び意見

書類監査の結果については、すべて適正に執行していると認められた。

今後も引き続き、関係法令、例規等を遵守しさらに適正な事務処理に万全を期されたい。